

## 重要事項説明書 (医療保険用)

### 1 当事業所の概要

事業者の名称	社会福祉法人恩賜財団済生会支部富山県済生会
事務所の所在地	富山県富山市楠木 33 番 1
電話番号	076-437-1111
代表者名	野田 八嗣
事業所名	済生会高岡訪問看護ステーション
所在地	富山県高岡市二塚 355-1
電話番号 / FAX	0766-21-0558 / 0766-21-7518
管理者名	伊勢呂 博恵
医療保険指定番号	0290139 号
サービス提供地域	高岡市 ・ 射水市の一部 (旧大門町・旧大島町・旧小杉町)

※サービス提供地域について、提供地域以外の方にご相談ください。

### 2 事業所の営業日・営業時間

営業日	月曜日から金曜日
営業時間	午前 8:30 ~ 午後 5:00
定休日	土曜・日曜・祝日・年末年始 (12/29~1/3)

### 3 事業所の職員体制

職種	員数
管理者 (看護師)	1 名
看護職員 (保健師・看護師)	常勤換算 2.5 人以上 (管理者含む)
理学療法士 作業療法士・言語聴覚士	適宜配置

#### 【緊急訪問看護】

※ 緊急時は、時間内外、休日を問わず訪問看護ステーションへご連絡ください。

電話番号	0766-21-0558
------	--------------

#### 4 事業の目的と運営方針

##### (1) 事業の目的

この訪問看護事業は病気や障がいがあっても、住み慣れた家で、その有する能力や状況に応じて安定した療養生活をおくれるように、主治医や他職種と密接に連携し、訪問看護計画に基づき利用者の心身の機能の維持回復を図るよう、訪問看護を提供することを目的とする。

##### (2) 運営の方針

- ① 利用者様と供に考え、心のこもった看護を実践致します。
- ② 利用者様自らの回復力を高め、自分が望む安心した生活ができるように支援します。
- ③ 利用者様や家族との対話の場を積極的に作り、心が通いあう在宅療養を支援します。
- ④ 地域の保健・医療・福祉など関係機関との連携により、総合的な訪問看護のサービス提供に努めます。

#### 5 訪問看護サービスの内容

- (1) 病状・障害の観察（血圧・体温・脈拍・呼吸などの測定等）
- (2) 入浴・清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事および排泄等日常生活の世話
- (4) 床ずれ予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア（痛みコントロール、精神的苦痛の緩和等）
- (7) 認知症患者の看護（日常生活自立支援、生活リズムの調整等）
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理（交換、管理）
- (10) その他、医師の指示による医療処置など

#### 6 利用料金

利用料として別紙「訪問看護料金表【医療保険】」に定める費用をお支払いいただきます。自己負担額はそれぞれの加入されている保険等により異なります。但し、その他の保険適応外の利用料については実費となります。

##### ※ご利用にあたってのお願い

保険証や医療受給者証などを確認させていただきます。これらの書類について、内容の変更が生じた場合は必ずお知らせください。

##### 【交通費】

訪問看護に要した交通費は次の額をお支払いいただきます。

※ 事業所から利用者の自宅までの往復の距離数に対し 1kmあたり 50円

##### 【その他】

訪問看護において、日常生活上必要となるものの費用（水道・電気・ガス・電話代・介護用品・衛生材料等）は利用者のご負担となります。

#### 7 災害時の対応

災害発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。そのため、災害発生時は職員の安否等を確認した後、すみやかに利用者の安否確認を行うなど必要な対応を行います。

## 8 相談窓口、苦情対応

☆サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当事業所ご利用相談室  (月曜日～金曜日、午前8:30～午後5:00)	済生会高岡訪問看護ステーション 管理者 伊勢呂 博恵 TEL 0766-21-0558
---	---

## 9 緊急時の対応方法

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用者様に容体の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせによる、主治医・救急隊・親族など、関係各位へ連絡します。

主 治 医	医療機関名	
	主治医氏名	
	連 絡 先	
ご 家 族	氏 名	(続柄： )
	連 絡 先	
緊急連絡先	氏 名	(続柄： )
	連 絡 先	
主治医・ご家族などへの 連 絡 基 準		

## 10 事故発生時の対応

- (1) 訪問看護の提供により、事故が発生した場合は、利用者の家族・主治医・居宅介護支援事業者・市町村等の連絡を行い、必要な措置賠償を行います。
- (2) 賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。
- (3) 事故が発生した場合、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

指定訪問看護サービスの開始にあたり、ご利用者に対して本書面に基づいて重要事項を説明いたしました。

令和 年 月 日

事業所名 済生会高岡訪問看護ステーション

住 所 富山県高岡市二塚 355-1

管理者 伊勢呂 博恵 印

説明者 印

私は、本書面により、貴事業所から指定訪問看護サービスの提供について重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

【ご利用者】

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

【ご家族】

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
(続柄 )